

浄化センター増強費用拡大に質問状

井上恭子

常滑市が計画している浄化センター設備事業費が想定していた25億5千万円から48億円に倍増したことに對し、私は9月25日に今後の対処を尋ねる公開質問状を片岡憲彦市長に提出した。

下記は、何度か金額変更経緯があるが議員には詳細非公開で、詳細資料は未だ開示されていない。業者との打ち合わせなどは口頭のものもあり、記録はないとの常滑市長名での正式回答である。数十億円規模の事業費用の業者との打ち合わせが口頭で存在しない部分がある。民間企業では絶対にあり得ない。

平成 29 年 9 月 28 日

常滑市議会議員

新風クラブ 井上恭子 様

常滑市長 片岡 憲彦



平成 29 年 9 月 25 日付で提出されました公開質問状について、下記のとおり回答します。

記

1. 今回のような超高額金額にもかかわらず、変動があるとされた概算金額だけで実施設計もせず、年度予算化させていく片岡市長の市政運営のやり方を今後も続けていく考えか。
2. 上記質問 1 を受け、今後のやり方を変えるのであれば、どの部分をどのように変えるのか。

＜回答＞

建設工事における予算要求時の概算事業費の算定は、これまで基本設計の完了後、過去の同類の工事实績をもとに担当課において計算したり、事業者から見積りを徴収する等の方法で行っております。その後、詳細設計（実施設計）をもとに実施設計書を作成し予定価格を決定します。

今回の事業では、空港島における大規模展示場等の建設に急ぎょ対応する必要が生じたことから、平成 11 年度に策定した基本設計の大幅な見直しを詳細設計（実施設計）と並行して行わざるを得ませんでした。このため、本市からの概算見積りを依頼された日本下水道事業団は、議会でもご説明した「費用関数」を用い算定せざるを得ませんでした。これらのことが概算事業費と詳細設計（実施設計）をもとに積算した事業費に大幅な乖離を生んだ要因の一つではありますが、このようなケースは稀です。

井上議員のご指摘のように、すべての建設工事の予算要求を詳細設計（実施設計）完了後に行うこととすると、工事着手までに多くの時間を要することとなります。

当たり前！数十億円規模の建設工事をザクつとした概算見積りだけで実施するのは異常。
この悪しき慣習が追加予算を頻発させる原因。

一番の原因は事業団が出した資料のチェックができなかったため、鵜呑みにせざるを得なかった。

質問3

今後は、今回のように委託業者が費用関数を用いるような場合には、市としても^①人念なチェックを行うこととします。また、個別の事例のタイムスケジュールにもよりますが、高額な建設工事については、^②詳細設計（実施設計）完了後に予算要求を行うことも考慮します。以上のことにより、予算要求時の概算事業費と詳細設計（実施設計）完了後の事業費積算額に乖離が生じないよう十分気をつけてまいりたいと考えております。

3. 実施設計もしていなかったため、結果として約48億円が要請され当初の約2倍になり、今の常滑市において最重要である予算配分検討を狂わせ、予算作成業務を蔑ろにし、市民に対しても多大な不利益を与えたと考えられる。今回の件は地方自治法並びに地方公務員法の違反に問われる可能性が非常に高い。一担当者だけでなく、管理者責任としてどのような対処をするのか。

<回答>

すぐ破綻しないが、これからの子どもたちにツケを残す。

今回の件では、^③当初の全体事業費の見通しについて判断を誤りましたが、その後の検証の結果、事業費が増加しても下水道特別会計が破綻するようなことはありません。また、^④予算業務を蔑ろにしたとは考えておりません。

議会で承認していただいた平成29年度当初予算における全体事業費の見通しと、今回詳細設計（実施設計）によって明らかになった全体事業費の見通しに大幅な乖離があることはご指摘のとおりですが、今回承認していただいた全体事業費は、空港島からの大幅な汚水量の増加等に対応するために必要な施設・設備について適正に積算されていると考えており、^⑤このことが「市民に対して多大な不利益を与えた」とは考えておりません。

なお、井上議員は「今回の件は地方自治法並びに地方公務員法の違反に問われる可能性が非常に高い」と記されていますが、具体的にどの条項に違反するとお考えかご教示ください。

私は市長として、今後このようなことを二度と起こさないよう、細心の注意を払い、職務を全うしていく所存です。

地方自治法 第二条 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
地方公務員法 第三〇条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

①②で非を認めているにもかかわらず、③④⑤でこのような結論に持っていく行政の姿勢が問題である。この文章が市民に対して正しいと思っているならば、市民の心を踏みにじる言葉であることを認識すべきであろう。

チェック機能はどこに

一般質問の回答でいつも感じることは、こちらの意図する回答ではなく、かみ合っていないことが多々あった。また、指摘しても非は認めず話をすり替えていったり、検討をすと言い放置されている場合があった。

今回同じパターンで、丁寧な説明をするが、結局非を認めない整合性のない回答である。このような回答が市長の名前で発表されることに、行政の中に違和感がなかったことにとても問題を感じる。チェック機能はどこにあるのだろうか？行政はもちろんであるが、議員の仕事こそがチェック機能である。その機能を果たすべく皆様に公開質問状の回答を提示しました。皆様の意見をいただきたいと思います。

Kyo-ya@infoseek.jp （お名前を書いて下さい。）090-8316-5663 0569-43-1153(FAX)